



平成30年度 保育施設等入所案内



※掲載内容は平成29年10月1日時点です。発行後の状況で内容に変更が生じる場合がありますのでご注意ください。

発行・問合せ先 子ども家庭部保育課保育係

(住所) 〒184-8504 小金井市本町6-6-3 (電話) 042-387-9846 (直通)

(FAX) 042-386-2609 (共通のため送信した後に必ず保育課まで電話してください。)

(E-Mail) s050799@koganei-shi.jp (受付) 平日 午前8時30分から午後5時まで

よい保育施設の選び方 十か条（厚生省※現厚生労働省 平成12年12月作成）より引用

- 一 まずは情報収集を
 - ・市区町村の保育担当課で、情報の収集や相談をしましょう
- 二 事前に見学を
 - ・決める前に必ず施設を見学しましょう
- 三 見た目だけで決めないで
 - ・キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう
- 四 部屋の中まで入って
 - ・見学のときは、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう
- 五 子どもたちの様子を見て
 - ・子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう
- 六 保育する人の様子を見て
 - ・保育する人の数が十分か、聞いてみましょう
 - ・保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう
 - ・保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう
 - ・保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう
- 七 施設の様子を見て
 - ・赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、また、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう
 - ・遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう
 - ・陽あたりや風とおしがよいか、また、清潔か、見てみましょう
 - ・災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう
- 八 保育の方針を聞いて
 - ・園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう
 - ・どんな給食が出されているか、聞いてみましょう
 - ・連絡帳などでの家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう
- 九 預けはじめてからもチェックを
 - ・預けはじめてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう
- 十 不満や疑問を率直に
 - ・不満や疑問があったら、すぐに相談してみましょう、誠実に対応してくれるでしょうか

平成12年のものでありますので、あくまで参考としてください。

詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください。

目次

1	子ども・子育て支援新制度	1
2	保育の必要性の認定	1
3	市役所で申請を受け付ける施設	2
4	平成30年度に申請できる児童の年齢	2
5	申請・利用の流れ	3
6	平成30年4月入所の申請	3
7	平成30年5月以降の年度途中入所の申請受付	4
8	出産前の仮申請	4
9	きょうだい申請（2人以上）	4
10	申請書類	5
11	利用調整の基準（小金井市保育の実施に関する規則より抜粋）	7
12	保育に当たって特別な配慮を必要とする場合	9
13	転園申請	9
14	市外からの利用申請	9
15	市外への利用申請	10
16	申請の取り下げ	10
17	利用者負担額（保育料）	10
18	延長保育	13
19	実費徴収等	13
20	土曜日の保育	13
21	利用開始後の継続利用の手続き	13
22	在園していて市外へ転出する場合	13
23	生活保護世帯の場合	14
24	病後児保育	14
25	認可外保護者助成金	14
26	一時保育	15
27	福祉オンブズマン制度	17
28	今後の公立保育園の運営について	17
29	よくある質問（Q&A）	17
30	特定保育施設	19
31	特定地域型保育事業	45
32	認定こども園	55
33	認可外保育施設	57
34	家庭福祉員（保育ママ）	67
※	各種申請書類	68
35	市内保育施設（事業者）マップ	97

1 子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことをいいます。新制度該当施設を利用したい場合、各自治体に申請し、支給認定を受ける必要があります。下表のうち、どの支給認定を申請し、受けるかで、利用できる施設が決まります。

必要性の認定区分		対象年齢	対象施設
1号認定	教育標準時間	満3歳以上	幼稚園・認定こども園（教育部分）
2号認定	保育標準時間		保育所・認定こども園（保育部分）
3号認定	保育短時間	満3歳未満	保育所・認定こども園（保育部分） 特定地域型保育

上記以外の施設（認証保育所、保育室、家庭福祉員・新制度に移行していない私立幼稚園等）は、各施設に直接お申し込みいただくこととなります。これらの施設のみを利用希望される場合、認定証は必要ありません。

2 保育の必要性の認定

(1) 教育

新制度へ移行した幼稚園、又は認定こども園の教育部分の利用のみを希望し、保育施設（事業者）の利用を希望しない場合には、「1号認定」の申請が必要です。1号認定は、施設に利用申請を提出し、入園が決まった後に施設を通じて、市に申請をすることになりますので、まずは施設にお問合せください。（※市内施設をご利用になる場合です。市外教育施設の利用を希望される場合には事前に施設・保育課にご相談ください。）

(2) 保育

「2号認定」「3号認定」を受け、保育施設（事業者）の利用を希望する場合、下記の①～⑩の保育の必要性の認定基準の要件のいずれかに、保護者のいずれかが該当している必要があります。

<保育の必要性の認定基準の要件と保育時間・認定期間について>

要件	保育標準時間	保育短時間	認定可能期間
①月 48 時間以上の就労	月 120 時間以上	月 48 時間以上 120 時間未満	状況による
②妊娠・出産	○	(希望すれば可能※)	最長 5 か月
③疾病・障害	○	(希望すれば可能※)	状況による
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護	状況による		状況による
⑤災害復旧	○	(希望すれば可能※)	状況による
⑥求職活動（起業準備を含む。）	○	(希望すれば可能※)	最長 3 か月程度
⑦就学（職業訓練校における職業訓練を含む。）	状況による		状況による
⑧虐待やDVのおそれがあること	状況による		状況による
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	○	(希望すれば可能※)	状況による
⑩その他、①～⑨に類する状態として市が認める場合	状況による		状況による

※希望されても、認定されない場合があります。

また、上記要件・程度等により、保育の必要量についても保育標準時間が保育短時間、いずれかの認定を受けることとなります。認定方法は要件によって異なり、必要量が固定されているものもあります。

実際の園での預かり時間は、必ずしも標準時間だから 11 時間預けられるというわけではなく、保護者の状況を踏まえ、入園された園の判断で決まりますのでご注意ください。

→ (例) ①月 48 時間以上の就労を理由とする場合の基準

保育標準時間	フルタイム就労を想定した利用時間 (1 日最長 11 時間利用可能) 1 日およそ 6 時間以上、月 120 時間以上就労している場合に認定。 利用する保育施設(事業者)の定める最長 11 時間が月額料金により利用可能です。1 日の利用時間が 11 時間を越える場合、延長料金が発生します。
保育短時間	パートタイム就労を想定した利用時間 (1 日最長 8 時間利用可能) 1 日およそ 6 時間未満、月 120 時間未満就労している場合に認定。 利用する保育施設(事業者)の定める最長 8 時間が月額料金により利用可能です。1 日の利用時間が 8 時間を越える場合、延長料金が発生します。

→ (例) 保育標準時間と保育短時間のイメージ

保育標準時間			保育短時間		
保育施設(事業者)の開所時間			保育施設(事業者)の開所時間		
	施設の定める11時間			施設の定める8時間	
延長料金	月額保育料で利用可能	延長料金	延長料金	月額保育料で利用可能	延長料金

3 市役所で申請を受け付ける施設

市役所で申請を受け付ける保育施設(事業者)は下表の施設になります。掲載されていない施設(認証等の認可外施設)については、施設への直接申し込みとなりますのでご注意ください。

施設区分		施設名 H30.4.1 予定
特定教育・保育施設	認可保育所	【私立】 光明第二保育園、ひなぎく保育園、愛の園保育園、しんあい保育園、貫井保育園、こむぎ保育園、ひまわり保育園、アスクむさし小金井保育園、駅前コスモ保育園、小金井北プチ・クレイシュ、ういず武蔵小金井保育園、第二コスモ保育園、グローバルキッズ武蔵小金井園、キッズガーデン東小金井駅前、第六コスモ保育園、まなびの森保育園武蔵小金井、東京工学院きしゃぼっぽ保育園、キッズガーデン武蔵小金井、ドリームキッズ小金井保育園、武蔵小金井雲母保育園 【公立】 くりのみ保育園、わかたけ保育園、小金井保育園、さくら保育園、けやき保育園
	認定こども園(保育部分)	小金井けやきの森認定こども園(保育部分)
特定地域型保育事業	小規模保育事業	こどものへや保育室、また明日保育園、第四コスモ保育園、ひがし保育園、みらいえ保育園 武蔵小金井駅前、みらいえ保育園武蔵小金井南
	家庭的保育事業者※	家庭的保育室みんなの場所、家庭的保育室おひさまルーム、家庭的保育室オテテ ※保育短時間のみの施設になりますので、保育標準時間認定の対象者でも、保育短時間の認定を受けての施設利用となりますので、ご注意ください。

4 平成 30 年度に申請できる児童の年齢

クラス年齢	生年月日
0歳クラス	平成 29 年(2017 年) 4 月 2 日～平成 31 年(2019 年) 1 月 3 日 ※平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 4 月 1 日生まれは平成 31 年度も 0 歳クラス
1歳クラス	平成 28 年(2016 年) 4 月 2 日～平成 29 年(2017 年) 4 月 1 日
2歳クラス	平成 27 年(2015 年) 4 月 2 日～平成 28 年(2016 年) 4 月 1 日
3歳クラス	平成 26 年(2014 年) 4 月 2 日～平成 27 年(2015 年) 4 月 1 日
4歳クラス	平成 25 年(2013 年) 4 月 2 日～平成 26 年(2014 年) 4 月 1 日
5歳クラス	平成 24 年(2012 年) 4 月 2 日～平成 25 年(2013 年) 4 月 1 日

※ 0歳児の施設利用は生後57日目から可能となります。(生まれた日は0日目です。)

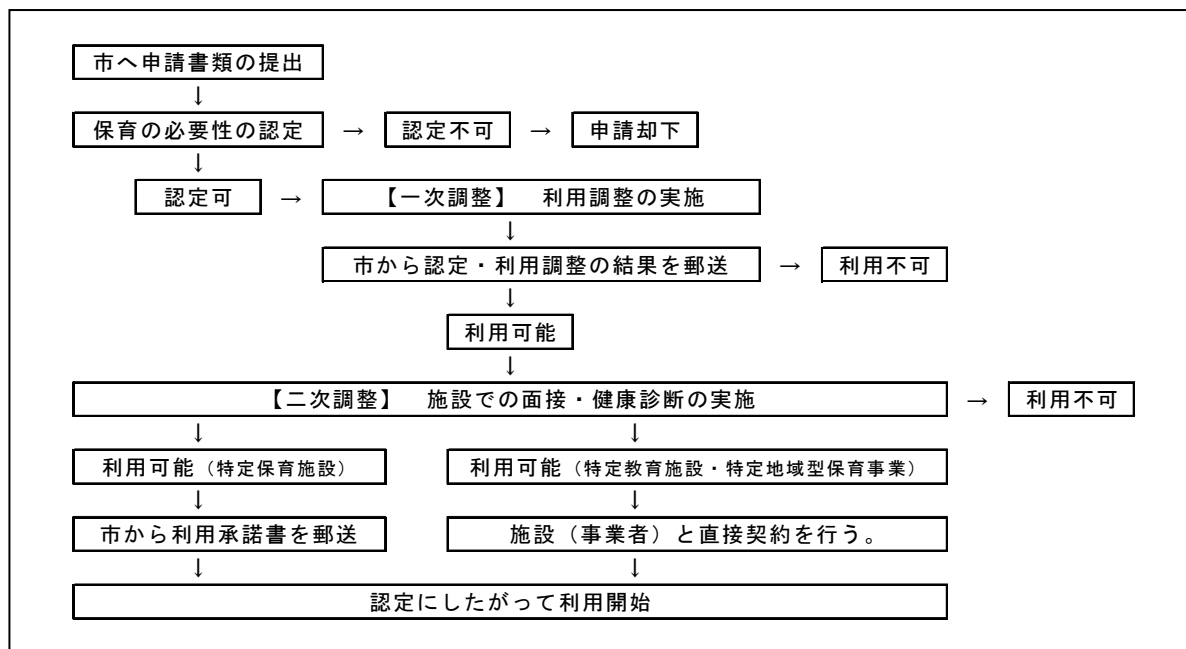
【各月において利用可能となる該当誕生日】

H30.4	H30.5	H30.6	H30.7	H30.8	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3
2/3	3/5	4/5	5/5	6/5	7/6	8/5	9/5	10/5	11/5	12/6	1/3

※ 平成30年2月3日までに出生予定の場合、平成30年4月入所の一次募集において**仮申請**ができます。

5 申請・利用の流れ

申請・利用の大まかな流れは下図のとおりとなります。



6 平成30年4月入所の申請

(1) 一次募集受付期間について

	申請受付期間	申請受付場所
平日	平成29年11月6日(月曜)～11月17日(金曜) ※午前8時30分～午後5時まで	市役所第二庁舎3階 301会議室(予定) 又は 保育課窓口
休日	平成29年11月11日(土曜)、11月12日(日曜) ※午前9時～午後1時まで	
夜間	平成29年11月9日(木曜)、11月14日(火曜) ※午後8時まで	

※ 申請受付期間の初日、最終日は特に混雑が予想されます。

※ 混み合った場合、順番に受付・ご案内いたしますので、時間に余裕を持ってお越しください。

※ 申請受付期間以外での申請は受付いたしませんので、期間内に申請を行ってください。

(2) 不足書類の提出期限について

平成29年11月22日(水曜)午後5時まで(保育課必着 郵送可)

(3) 倍率発表

平成29年11月27日(月曜) 市HPで公表予定

(4) 希望施設の変更等受付期間について

平成29年11月27日(月曜)～平成29年12月4日(月曜)午後5時まで(保育課必着 郵送可)

※ 変更する場合、上記期間内に「希望施設(事業者)変更申請書」を保育課に提出してください。

※ 郵送での提出の場合も午後5時までに保育課に到着していない場合は、二次募集以降に反映となります。

※ 電子メールやFAXでの提出は、受取に関してトラブルとなるため一切の受付を行いません。

仮に送信された場合でも、市ではメールの受付や返信は行いません。

(5) 一次募集の結果通知について

平成 30 年 2 月上旬郵送予定 詳しくは市 HP でお知らせします。

※ 電話での結果問合せにはお答えできません。また順位付けも行いません。

(6) 一次募集の辞退及び繰り上げについて

やむを得ず辞退される場合は、早急に保育課で辞退の手続きを行ってください。

平成 30 年 2 月 9 日（金曜）までの辞退による空きについては、一次募集の待機者から繰り上げを行います。

繰り上げの連絡は、電話連絡となります。

(7) 二次募集について

一次募集の結果、空きが生じた場合に二次募集を実施します。募集数や受付期間などは市報こがねい・市 HP でお知らせします。

7 平成 30 年 5 月以降の年度途中入所の申請受付

下表のとおり保育課で受け付けます。（土・日・祝日除く。）郵送・FAX・電子メールでの申請は受付できません。

入所希望月	申請受付期間	入所希望月	申請受付期間	入所希望月	申請受付期間
H30. 5	4/2（火）～4/10（火）	H30. 9	7/11（水）～8/10（金）	H31. 1	11/12（月）～12/10（月）
H30. 6	4/11（水）～5/10（木）	H30. 10	8/13（月）～9/10（月）	H31. 2	12/11（火）～1/10（木）
H30. 7	5/11（金）～6/8（金）	H30. 11	9/11（火）～10/10（水）	H31. 3※	1/11（金）～2/8（金）
H30. 8	6/11（月）～7/10（火）	H30. 12	10/11（木）～11/9（金）		

※ H31. 3 の入所に優先して、H31. 4 の入所の利用調整を行います。

8 出産前の仮申請

出産前の仮申請の受付は、4 月入所一次募集のみで行います。

平成 30 年 2 月 3 日（土）までに生まれる可能性がある場合には、必要書類を確認の上、一次募集締切日までにご申請ください。（児童の氏名、生年月日、性別については、空欄のままの提出となります。）

申請は仮のものとしてお預かりしますので、平成 30 年 2 月 3 日までに生まれた場合は、出生後 14 日以内に市役所保育課に電話連絡の上、窓口にお越しいただき児童の氏名、生年月日、性別を記入する本申請を行ってください。

仮申請を行い、内定が出ている場合でも、出生が遅くなり、平成 30 年 2 月 4 日以降に出生した場合は、平成 30 年 4 月入所はできません。本申請後、出生日に応じた入所可能月から、再度の利用調整の対象となります。

本申請を行わないまま、平成 30 年 5 月入所申請締切日（4/10）を迎えた場合には、仮申請は失効します。

9 きょうだい申請（2 人以上）

2 人以上のきょうだいで申請する場合、「家庭状況届」の下部で、利用調整についての希望を記載することができます。複数を希望した場合、利用調整は A→B→C の順に行います。

選択肢	説明
A きょうだい同時に同じ施設（事業者）に入園できるまで待つ	きょうだい全員が同日に、同じ施設（事業者）で利用開始できる場合にのみ利用可能となります。
B きょうだい同時に入園できれば、別々の施設（事業者）でもかまわない → 希望順位が低い園にきょうだい同時に入園できる場合は希望する → きょうだい別になっても希望順位が高い園を優先する	希望施設（事業者）のうち、異なる施設であっても、きょうだい全員が同日に利用開始できる場合は利用可能となりますが、きょうだいのうち 1 人でも利用不可の場合は全員利用不可となります。
C きょうだいのうち 1 人だけの入園でもかまわない	きょうだいのうち、1 人だけでも利用開始できる場合には利用可能となります。ただし、きょうだいのうち 1 人であっても利用開始した場合には、保護者は利用開始月中に育児休業等を明け、仕事に復帰する、あるいは就労開始しない場合、退所となります。いかなる理由があっても、利用不可となっている残りのきょうだい利用開始するまで猶予することはできません。

10 申請書類

下記の書類に不足や不備がある場合には、申請が無効となる場合や保育の必要性が認定できない場合がありますので、ご注意ください。

また申請書の提出後、申請した内容に変更がある場合は、変更後の状況を申請いただく必要がありますので、市役所保育課までご相談ください。

(1) 共通書類（全員が提出する書類）

① 支給認定申請書兼保育施設等利用申請書

※ 家族全員分のマイナンバーの記載と提示が必要となります。マイナンバー通知カード等確認できるものをご持参ください。

② 家庭状況申告書

③ 児童健康状況申告書

④ 重要事項確認書

※①②③は申請する児童ごとに1部ずつ必要です。④は世帯で1部の提出です。

(2) 保育の必要性を証明する書類（保護者それぞれの書類が必要です。）

要件		必要書類
月48時間以上の就労	外勤の方	・ 就労証明書
	自営業の方 又は自営業を 開始する予定 の方	・ 就労状況申告書 ・ 自営業の就労内容を証明できる書類の写し (例) 登記簿謄本、開業届、営業許可書、請負契約書、受注票、事業所の賃貸契約書、事業所名記載の公共料金領収書 など
	内職の方	・ 就労状況申告書 ・ 家内労働手帳の写し
	外勤に就労内 定の方	・ 就労内定証明書
妊娠・出産 <出産前の仮申請>		・ 母子手帳の写し（表紙と出産予定日の記載のあるページ） ・ 妊娠・出産での利用申請にかかる確認書
疾病・障害		・ 疾病・障害、介護等申告書
同居又は長期入院等している親族の介護・看護		・ 申告内容を証明できる書類 (例) 診断書原本、各種手帳の写し、介護保険被保険者証の写し（被看護・被介護者のもの）、直近3か月の通院時の領収書の写し など
災害復旧		・ 災害復旧状況等申告書 ・ 罹災証明書等の写し など ※個別に保育課にご相談ください。
求職活動（自営の起業準備含む）		・ 求職活動申告書 ※必要に応じて、ハローワークカードの写し
就学		・ 在学証明書

【注意事項】

保育の必要性を証明する書類は発行日から3か月以内に提出されたものが有効となります。（母子手帳等の写しなどを除きます。）

また、発行年月日など記載内容に不備があり内容の確認ができない場合は、書類が無効となります。

上記の複数の要件に該当する場合は、調整指数表（世帯）の複数類型に該当する可能性がありますので、それぞれを証明する書類を提出してください。

上記における自営業とは、保護者自身が代表者である場合だけでなく、申請児童の3親等以内の親族が代表者である場合も含まれます。

(3) 保護者等の状況により必要となる書類

状況	必要書類
基準日時点で、ひとり親世帯である	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯であることを証明する書類（以下の①から⑥のいずれか。） （例） ①戸籍謄本の写し（離婚または死別した相手の名前・生年月日の記載が必要） ②児童扶養手当受給者証明書等 ③児童育成手当受給者証明書等 ④ひとり親家庭等医療費助成の写し ⑤離婚調停書の写し ⑥離婚調停中であり、別居を証明できる書類 <p>※内縁関係、同棲関係、離婚後同居している場合には、上記書類が提出されても、ひとり親世帯とは認められません。</p>
基準日時点で、生活保護世帯である	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給証明書
申請時点で就労していないが、入園希望月中の就労開始が内定している	<ul style="list-style-type: none"> ・就労内定証明書 <p>【利用を開始した場合、再度の提出が必要です】</p> <p>申請時と同一の内定先で就労を開始した証明として、入所月の月末までに就労証明書を保育課に提出してください。提出がない場合、同一の就労先で就労開始していない場合など、入園が取り消されることがありますのでご注意ください。</p>
基準日時点において、申請児童に係る産休又は育休を取得している	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得証明書 <p>※ただし就労証明書に産休等の期間が記載されている場合は、提出しなくとも良い。</p>
基準日時点で、就労先に在籍しているが、休職中である	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書（休職の期間と理由を記載されていること）
申請児童が申請時点で、認可外保育施設（私立幼稚園等含む。）を3か月以上利用している。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育受託証明書 <p>※ただし市で在籍確認ができる施設の場合は、提出しなくとも良い。</p>
申請児童が申請時点において、定期利用保育（1日4時間以上かつ月平均12日以上）を3か月以上利用している	<ul style="list-style-type: none"> ・定期利用保育申告書 ・直近1か月分の全ての領収書の写し <p>※直近〇か月は、提出月の前月から数えます。</p> <p>（直近3か月＝11月に申請書等を提出→10月分、9月分、8月分）</p> <p>※領収書の提出がない場合は、利用日として認められません。</p>
入所希望月初日以降において、1年以上の単身赴任となる予定である	<ul style="list-style-type: none"> ・単身赴任証明書
平成29年1月1日時点で、保護者の住民票が小金井市以外の自治体であった	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年1月1日に住民票があった自治体発行の平成29年度課税証明書（非課税証明書） <p>※住民票が小金井市になかった保護者分のみ</p> <p>※ひとり親世帯で申請児童の祖父母等と同居している場合は、祖父母分が必要となる場合がありますので、保育課までご相談ください。</p>
平成29年1月1日時点で海外に住んでおり、日本で課税されていない	<ul style="list-style-type: none"> ・年間収入申告書 <p>※個別に保育課にご相談ください。</p>
保護者以外が申請書を提出に来る場合	<ul style="list-style-type: none"> ・委任状（申請児童の氏名、生年月日、住所、保護者（父母両名）の連絡先、申請に来られない理由、委任日、委任する人の氏名、申請児童との関係、委任する人の連絡先、父母両名の署名・捺印があるもの） <p>※窓口で家庭状況等についての質問にお答えできない場合には、申請を受理できない可能性があります。</p>

11 利用調整の基準 (小金井市保育の実施に関する規則より抜粋)

保育の実施基準指数表 (保護者)

		保護者の状況		保育の実施 基準指数
類型		細目		
就労	外勤	就労日数が月24日以上	かつ 実労働時間が1日6時間以上	100
			かつ 実労働時間が1日5時間以上6時間未満	95
			かつ 実労働時間が1日4時間以上5時間未満	90
			かつ 実労働時間が1日3時間以上4時間未満	85
		就労日数が月20日以上23日以下	かつ 実労働時間が1日7時間以上	100
			かつ 実労働時間が1日6時間以上7時間未満	95
			かつ 実労働時間が1日5時間以上6時間未満	90
			かつ 実労働時間が1日4時間以上5時間未満	85
		就労日数が月16日以上19日以下	かつ 実労働時間が1日7時間以上	95
			かつ 実労働時間が1日6時間以上7時間未満	90
			かつ 実労働時間が1日5時間以上6時間未満	85
			かつ 実労働時間が1日4時間以上5時間未満	80
		就労日数が月12日以上15日以下	かつ 実労働時間が1日7時間以上	90
			かつ 実労働時間が1日6時間以上7時間未満	85
			かつ 実労働時間が1日5時間以上6時間未満	80
			かつ 実労働時間が1日4時間以上5時間未満	75
	上記以外で、実労働時間が月48時間以上			65
	自営中心者	外勤に準ずる。		65-100
	自営協力者	就労日数が月24日以上	かつ 実労働時間が1日6時間以上	95
			かつ 実労働時間が1日5時間以上6時間未満	90
			かつ 実労働時間が1日4時間以上5時間未満	85
			かつ 実労働時間が1日3時間以上4時間未満	80
		就労日数が月20日以上23日以下	かつ 実労働時間が1日7時間以上	95
			かつ 実労働時間が1日6時間以上7時間未満	90
			かつ 実労働時間が1日5時間以上6時間未満	85
			かつ 実労働時間が1日4時間以上5時間未満	80
		就労日数が月16日以上19日以下	かつ 実労働時間が1日7時間以上	90
かつ 実労働時間が1日6時間以上7時間未満			85	
かつ 実労働時間が1日5時間以上6時間未満			80	
かつ 実労働時間が1日4時間以上5時間未満			75	
就労日数が月12日以上15日以下		かつ 実労働時間が1日7時間以上	85	
		かつ 実労働時間が1日6時間以上7時間未満	80	
		かつ 実労働時間が1日5時間以上6時間未満	75	
		かつ 実労働時間が1日4時間以上5時間未満	70	
上記以外で、実労働時間が月48時間以上			60	
自営中心者又は自営協力者の事由に該当する場合であっても、登記簿謄本、個人事業主の開業届出書、営業許可証等の写し(自営協力者にとっては、自営中心者に係るもの)を提出できない場合はこの項目で算定する。			50	
内職	自営協力者に準ずる。		60-95	
	内職の事由に該当する場合であっても、家内労働手帳の写しを提出できない場合はこの項目で算定する。		50	
就労内定	入所希望月中の就労が内定している場合は、外勤に準ずる。		65-100	
不存在	保護者のいずれか一方が死亡、離別、行方不明、拘禁又は離婚を前提とした別居など		100	
妊娠・出産	入所希望月初日が出産月の前後2か月以内		80	
疾病	1か月以上の入院、常時病臥又は重度精神疾患・感染性疾患		100	
	週3日以上 ^が の通院を常態としている疾病又は軽度精神性疾患		90	
	週2日以下の定期通院を常態としている疾病又は軽度精神性疾患		80	
	上記以外の居宅内療養を常態		70	
障害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度又は精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者		100	
	身体障害者手帳3級(視覚、聴覚、体幹機能障害)、愛の手帳3度又は精神障害者保健福祉手帳3級所持者		90	
	身体障害者手帳3級(視覚、聴覚、体幹機能障害以外)所持者		80	
	上記以外の手帳所持者		70	
介護等 (看護、付添いを含む。)	自宅外 (病院等)	週5日以上	かつ 1日7時間以上の介護等	100
			かつ 1日6時間以上7時間未満の介護等	95
			かつ 1日5時間以上6時間未満の介護等	90
			かつ 1日4時間以上5時間未満の介護等	85
		週4日	かつ 1日3時間以上4時間未満の介護等	80
			かつ 1日7時間以上の介護等	95
			かつ 1日6時間以上7時間未満の介護等	90
			かつ 1日5時間以上6時間未満の介護等	85
	週3日	かつ 1日4時間以上5時間未満の介護等	80	
		かつ 1日3時間以上4時間未満の介護等	75	
		かつ 1日7時間以上の介護等	90	
		かつ 1日6時間以上7時間未満の介護等	85	
	上記以外で、月48時間以上の自宅外の介護等を行っている場合			65
	自宅内	要介護認定3度から5度程度までの者の介護等を行っている場合		90
		要介護認定1度又は2度程度の者の介護等を行っている場合		80

	要支援認定程度の者の介護等を行っている場合	70
	上記以外で、自宅内での介護等を必要とする場合	60
就学	国・都道府県・市町村設置の職業訓練施設又はこれに準ずる通所施設に通所している場合	90
	学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校等に通学している場合	80
	上記以外の学校等に通学している場合（通信教育を含む。）	65
求職	求職活動中（起業準備を含む。）	50
災害	災害等により復旧までの期間において保育に当たることができない場合	100
特別	上記のほか、児童福祉の観点から保育の実施が特に必要であると市が認める場合	50-100

調整指数表（世帯）

世帯の状況		
項目		調整指数
ひとり親世帯	ひとり親世帯であることを証明できる場合	+20
生活保護世帯	生活保護を受給しており就労による自立支援につながる場合等	+10
育休・産休	申請児に係る育児休業・産前産後休業中であることを証明できる場合	+10
特定地域型利用	市内特定地域型保育事業の最終年齢クラスを卒園し、引き続き市内の特定教育・保育施設の利用を申し込む場合（卒園後の受け入れ先が確保されている場合を除く。）	+20
他施設利用	市内特定地域型保育事業以外の保育施設の最終年齢クラスを卒園し、引き続き市内の特定教育・保育施設の利用を申し込む場合	+10
	申請時点において、認可外保育施設を3か月以上利用していることが証明できる場合	+5
	市外認可保育施設を利用している場合	+5
	申請時点において、定期利用保育（1日4時間以上月平均12日以上）を3か月以上利用していることが証明できる場合	+3
複数類型	保護者のうちいずれかが次の①から⑤までのいずれかに該当する場合	+5
	① 就労の基準指数が90以上かつ疾病の基準指数が90以上	
	② 就労の基準指数が90以上かつ障害の基準指数が90以上	
	③ 就労の基準指数が90以上かつ介護等の基準指数が90以上	
	④ 疾病の基準指数が90以上かつ介護等の基準指数が90以上	
⑤ 障害の基準指数が90以上かつ介護等の基準指数が90以上		
単身赴任	保護者が、入所希望月初日以降において、1年以上の単身赴任となることが証明できる場合	+3
転園希望	市内特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用して、転園を希望する場合（きょうだいが在籍する別施設への転園（単独希望）を希望する場合を除く。）	-10
滞納	申請時点において、保護者に利用開始月の属する年度の前年度の利用者負担額（※保育料）の滞納がある場合（保育課に納付について相談を行っており、計画的に納付していることを確認できる場合を除く。）	-10
児童保護	虐待等により、関係機関において甚だしく保育に欠けると判断される場合	関係機関と協議して定める。

優先項目（世帯）※入所指数が同一の場合、優先項目における順位の高い者を優先します。

世帯の状況	
順位	項目
1	申請児が市内特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業に在籍していない場合
2	保護者が共に基準指数が95以上で、次のいずれかに該当する場合
	① きょうだいで同一の施設の利用を同時に申請した場合 ② きょうだいが在籍している特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を申請した場合。ただし、入所日時点できょうだいが卒園又は退園する予定の場合を除く。
3	申請児が同一世帯の中で第3子以降の場合
4	保護者が保育士又は幼稚園教諭であり、育児休業・産前産後休業等を終了しその職に復帰する場合
5	保護者合算の前年度の市区町村民税の所得割の額が低い世帯

備考

- (1) 入所指数の算出方法は、次のとおりとする。
 - ア 保護者のそれぞれについて「保育の実施基準指数表（保護者）」のいずれかに当てはめて指数を出す。
 - イ 世帯について「調整指数表（世帯）」を基に指数を出す。
- (2) 表中の基準日は4月1日入所に係る利用申請の場合は同年1月1日とし、それ以外の場合は入所予定日の属する月の前月の1日とする。ただし、年度の途中に新たに開設する施設に係る利用申請の基準日については別に定めるものとする。
- (3) 4月1日入所に係る利用申請の場合は追加資料提出期限日まで、それ以外の場合は利用申請受付期間最終日までに提出された書類に基づき、入所指数等を算出する。ただし、年度の途中に新たに開設する施設に係る入所指数等を算出するための利用申請の書類等の提出期限については別に定めるものとする。
- (4) この表において就労日数とは、直近6か月の就労実績のうち、総就労日数（有給休暇日数を含む。）の多い3か月の平均日数とする。
- (5) この表において実労働時間とは、直近6か月の就労実績のうち、総労働時間（休憩時間を含まない。有給休暇相当分を含む。）を総就労日数（有給休暇日数を含む。）で割り返した1日当たりの労働時間が長い3か月の1日当たりの労働時間の平均時間とする。ただし、就労先において育児に係る短時間の就労制度を利用している場合、その制度により短くなっている1日当たりの労働時間を含めて平均時間を算出する。
- (6) 就労内定の申請において、就労日数は予定されている雇用契約における月の就労日数（雇用契約において就労日数が週単位である場合、4週で1か月とみなす。）とする。また、実労働時間は予定されている雇用契約における1日の就労時間のうち休憩時間を除いた時間とする。
- (7) 就労又は介護等の申請において月48時間未満の場合の保育の実施基準指数は50とする。
- (8) 自営中心者とは、経営者（事業主）であることを登記簿謄本、個人事業主の開業届出書、営業許可証等で確認できる者、経営者以外（専従者を含む。）で法人組織等に属し、経営者と同様の業務を行い、就労時間に対して妥当な給与等（勤務地において厚生労働省が定める最低賃金以上）を支給されている者又はそれに準ずる者をいう。
- (9) 自営協力者とは、自営のうち自営中心者以外の者をいう。
- (10) 育休・産休と他施設利用に同時に該当する場合は、育休・産休の調整指数のみを適用する。
- (11) 就労内定の申請において、育休・産休の調整指数は適用しない。
- (12) 他施設利用の中で複数に該当する場合、指数の高い項目のみを適用する。
- (13) この表において、「所得割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

12 保育に当たって特別な配慮を必要とする場合

各保育施設（事業者）により、職員体制や保育の対応は異なります。児童の状況（疾病・障害の有無、アレルギー等の有無、発達の状況など）によっては、一次調整で利用可能となった場合でも、二次調整において保育が困難と判断され、利用不可となる場合があります。

申請書の提出前に、必ず希望する施設（事業者）へ児童と一緒に見学・相談を済ませ、その園での集団保育が可能と確認をした上で申請を行ってください。

また申請時点で症状等が発現していない・診断名がないとしても、成長過程で発現・診断が確定する場合がありますので、ご心配な場合は、申請前にかかりつけの医師や希望する施設（事業者）に相談や確認を行っていただくことをおすすめします。

<障がい児保育について>

保育園では、専門的な療法による治療や医療行為（与薬等）は行いません。

障がい児保育は募集枠に限りがありますので、空き状況によっては募集がないクラス年齢があります。

申請児童に障害者手帳の明確な発行予定がある場合や既に発行されている場合、障害について医師から診断が下っている場合、又は将来的に障害が発現する可能性が高い場合には、健常児保育枠への申請を受け付けることはできません。

申請の際に、障がい児保育以外で申請されていた場合に、一次調整で利用可能となった場合でも、二次調整の面接・健康診断により、その園において健常児として集団保育ができないと判断された場合には利用不可となります。ご心配な点がある場合には、必ずご希望される施設（事業者）と事前にお子さまと一緒に見学・相談を済ませた上で、申請を行ってください。

- (1) 公立保育園の障がい児保育の申請（受け入れ対象児童年齢は3歳クラス以上）を希望される場合には、利用調整の前に「調査票（市様式）」をご提出いただき、集団保育が可能かどうかを判定する会議を行います。可能と判断された場合のみ利用調整を行いますので、集団保育が可能であっても、利用調整の結果、利用不可となる場合があります。
- (2) 私立保育園の障がい児保育の申請を希望される場合は、上記の注意のとおり、募集している園に受け入れ対象児童年齢やお子様の状況等を相談・確認の上、申請を行ってください。相談・確認がないまま入園し、園により集団保育ができないと判断された場合は利用不可となります。

13 転園申請

既に市内認可保育施設に在籍している児童が、別の施設に転園を希望する申請を行っている場合、利用可能となった場合には、一次調整の段階で、在籍していた施設には他の児童が内定しますので、いかなる理由があっても、転園を辞退し在籍していた園に戻ることはできませんので、ご注意ください。

14 市外からの利用申請

申請時点で児童の住民票が小金井市にない場合、下記1)2)のとおりとなりますが、申請書の提出は、申請時点で住民票がある自治体の保育所管部署となります。小金井市に直接書類を持ってきて申請することはできませんので、ご注意ください。

(1) 利用開始月の前月末日までに転入する場合

以下、①②の条件が揃う場合に限り、市民と同様に扱い、選考を行います。利用開始が決定した場合、利用開始月の前月末日までに転入手続きを行い、小金井市役所保育課窓口にて手続きを行って下さい。

- ① 売買契約書・賃貸借契約書の写し（引渡し日が明記されているもの）等、利用開始月の前月末日までに小金井市に申請児童の住民票を移すことを証明する書類の提出が締切日までにできること。
- ② 利用開始月の前月末日までに住民票を小金井市に移すこと。

<申請書等とは別に提出いただく書類 ①～⑤>

- ①売買契約書又は賃貸借契約書等の写し、②平成29年度（非）課税証明書、③平成30年度（非）課税証明書（平成30年以降に小金井市民となる場合は平成30年6月以降に提出）、④管外申請確認書、⑤転入誓約書

(2) 転入しない場合

転入予定のない、0～2歳クラスの申請は受け付けていません。

3～5歳クラスについては、平成30年4月入所の二次募集以降、受付を行います。小金井市民の選考を行った結

果、定員に空きが出た場合にのみ選考の対象となります。

15 市外への利用申請

申請時点で児童の住民票が小金井市にあり、小金井市以外の自治体にある保育施設等の利用申請を行う場合、施設の所在地の自治体により、受け付けるクラス年齢、申請方法、必要書類などが変わりますので、申請先の自治体の案内に基づき、必要書類を用意の上、小金井市を通じて申請を行ってください。

小金井市を通じて他の自治体へ申請する場合には、申請先の自治体の締切日の1週間前までに、小金井市役所保育課までご申請ください。

16 申請の取り下げ

転出その他家庭の事情等により、施設（事業者）の利用を希望しなくなった場合には、保育施設（事業者）利用調整結果辞退・申込み取届（市様式）を保育課にご提出ください。

17 利用者負担額（保育料）

分かりやすく表記するため、以下の文中において利用者負担額（保育料）は「保育料」と表記します。

(1) 保育料の決定について

保育料は、児童の保護者（両親）又は現に児童を扶養している祖父母等の住民税（市区町村民税所得割額）・認定を受けている保育時間により決定します。

毎月1日現在保育施設に在籍している場合は、当該月分の利用者負担額をお支払いいただきます（日割り計算はいたしませんので、利用日数にかかわらず、1か月分の金額をお支払いいただきます。）。なお、定められた期日までに税額を証明する書類の提出がない場合は、保育料の中で最高額となる場合もありますのでご注意ください。

(2) 保育料の切り替え時期について

毎年度4月から同年8月までの保育料は前年度の住民税（所得割額）、9月から翌年3月までの保育料は当該年度の住民税（所得割額）に基づいて決定します。小金井市で課税情報が確認できない場合は、算定年度の切り替えの際に、改めて課税証明書や海外での収入の証明（収入申告書など）をご提出いただきます。

(3) 保育料の減額等について

次の①～⑥の場合、保育料の階層区分が変更となり保育料が減額される可能性があります。該当されると思われる方は、保育課へご相談の上、窓口にて申請のお手続きを行ってください。減額できるのは、申請があった年度に限ります。過去の保育料の減額申請の受付はできません。

- ① その年に30,000円以上の災害を受けたとき
- ② その年に15,000円以上の純医療費を必要としたとき
- ③ その年に世帯員が増加したとき
- ④ その年に主な稼働者が失業、死亡もしくは離婚したとき
- ⑤ 認可保育所に入所している児童と同一世帯に、認証保育所、保育室、家庭福祉員（保育ママ）、認定こども園又は幼稚園（新制度に移行していない施設に限る。）に預けているお子さまがいる場合
- ⑥ その他減免基準にあたる場合

(4) 保育料の改定について

小金井市では、平成12年度以降据え置いていた利用者負担額（保育料）を改定する「小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例」が、平成28年第3回小金井市議会定例会において可決されました。

今回の改定内容は、小金井市子ども・子育て会議に諮問し、その答申に基づき現行の利用者負担額を国基準徴収額（以下「基準額」という。）の50%を目途に改定を行うとともに、低所得者の方については額を据え置くなど一定の配慮を行い、また急激な負担増を避けるため平成29年度から3年間かけて段階的に改定することとなっています。

平成30年度及び平成31年度の額については、次ページの「保育料の表」とおりとなります。

小金井市の保育を安定的、継続的に維持していくため、公的負担と利用者負担の適正化を図っていく利用者負担額（保育料）の改定となりますので、利用者の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

（答申は市HPで公開しています。<http://www.city.koganei.lg.jp/kosodatekyoiku/kosodatekaigi/futanarikata20160729.html>）

(5) 保育料の表 (別表2 詳細は市HPの例規集にてご確認ください。)

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例より抜粋)

単位：円

各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分		月額保育料						
定義及び条件		階層区分	平成30年4月～			平成31年4月～		
				3歳未満児	3歳以上児		3歳未満児	3歳以上児
生活保護世帯等		A	標準時間	0	0	標準時間	0	0
			短時間	0	0	短時間	0	0
A階層を除き当該年度分(4月から8月まで)にあっては、前年度分。以下同じ。)の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)が右記の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	B	標準時間	0	0	標準時間	0	0
			短時間	0	0	短時間	0	0
均等割の額のみ世帯		C	標準時間	1,500	1,200	標準時間	1,500	1,200
			短時間	1,400	1,100	短時間	1,400	1,100
15,500円未満	D 1	標準時間	2,500	2,100	標準時間	2,600	2,300	
		短時間	2,400	2,000	短時間	2,500	2,200	
15,500円以上 35,100円未満	D 2	標準時間	4,700	4,300	標準時間	4,900	4,700	
		短時間	4,600	4,200	短時間	4,800	4,600	
35,100円以上 57,900円未満	D 3	標準時間	6,400	5,700	標準時間	6,700	6,200	
		短時間	6,200	5,600	短時間	6,500	6,000	
57,900円以上 80,700円未満	D 4	標準時間	8,000	7,000	標準時間	8,400	7,600	
		短時間	7,800	6,800	短時間	8,200	7,400	
80,700円以上 103,500円未満	D 5	標準時間	10,700	8,600	標準時間	11,300	9,400	
		短時間	10,500	8,400	短時間	11,100	9,200	
103,500円以上 130,100円未満	D 6	標準時間	13,500	10,500	標準時間	14,300	11,600	
		短時間	13,200	10,300	短時間	14,000	11,400	
130,100円以上 156,700円未満	D 7	標準時間	17,700	12,900	標準時間	18,800	14,300	
		短時間	17,300	12,600	短時間	18,400	14,000	
156,700円以上 183,300円未満	D 8	標準時間	22,000	14,900	標準時間	23,500	16,500	
		短時間	21,600	14,600	短時間	23,100	16,200	
183,300円以上 209,900円未満	D 9	標準時間	26,300	16,500	標準時間	28,300	18,400	
		短時間	25,800	16,200	短時間	27,800	18,000	
209,900円以上 236,500円未満	D 10	標準時間	30,800	18,200	標準時間	33,300	20,300	
		短時間	30,200	17,800	短時間	32,700	19,900	
236,500円以上 263,100円未満	D 11	標準時間	34,800	20,300	標準時間	37,700	22,800	
		短時間	34,200	19,900	短時間	37,000	22,400	
263,100円以上 289,700円未満	D 12	標準時間	38,800	21,900	標準時間	42,300	24,700	
		短時間	38,100	21,500	短時間	41,500	24,200	
289,700円以上 316,300円未満	D 13	標準時間	41,800	23,500	標準時間	45,700	26,500	
		短時間	41,000	23,100	短時間	44,900	26,000	
316,300円以上 348,000円未満	D 14	標準時間	46,000	25,100	標準時間	50,500	28,400	
		短時間	45,200	24,600	短時間	49,600	27,900	
348,000円以上 379,700円未満	D 15	標準時間	50,900	27,400	標準時間	56,200	31,200	
		短時間	50,000	26,900	短時間	55,200	30,600	
379,700円以上 411,400円未満	D 16	標準時間	54,700	29,800	標準時間	60,600	34,000	
		短時間	53,700	29,200	短時間	59,500	33,400	
411,400円以上 443,100円未満	D 17	標準時間	56,600	30,800	標準時間	63,000	35,300	
		短時間	55,600	30,200	短時間	61,900	34,600	
443,100円以上 474,800円未満	D 18	標準時間	58,600	31,900	標準時間	65,400	36,600	
		短時間	57,600	31,300	短時間	64,200	35,900	
474,800円以上 518,100円未満	D 19	標準時間	60,000	32,900	標準時間	67,200	37,900	
		短時間	58,900	32,300	短時間	66,000	37,200	
518,100円以上 604,700円未満	D 20	標準時間	60,900	33,900	標準時間	68,500	39,200	
		短時間	59,800	33,300	短時間	67,300	38,500	
604,700円以上	D 21	標準時間	61,800	35,000	標準時間	69,800	40,500	
		短時間	60,700	34,400	短時間	68,600	39,800	

備考

- 1 この表において、「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- 2 この表において、「所得割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
- 3 別表2の表において、「保育標準時間認定者」とは小金井市立保育園条例第7条第1号の保育標準時間認定者をいい、「保育短時間認定者」とは同条第2号の保育短時間認定者をいう。
- 4 別表2の表において、「3歳未満児」及び「3歳以上児」とは、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 「3歳未満児」とは、保育が実施された年度（次号において「保育実施年度」という。）の初日の前日において3歳に達しない児童をいい、その児童が年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度に限り3歳未満児とみなす。
 - (2) 「3歳以上児」とは、保育実施年度の初日の前日において3歳に達している児童をいう。
- 5 別表2の表の階層区分C階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。
- 6 次項、第9項、第10項及び第12項において、「ひとり親世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
 - (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者の属する世帯
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 別表2の表において、ひとり親世帯等であって、所得割の額が77,101円未満の世帯の利用者負担の額は、この表に掲げる額の2分の1の額とする。ただし、ひとり親世帯等であって、所得割の額が48,600円未満の世帯の利用者負担の額は、この表に掲げる額から1,000円を控除した額の2分の1の額とする。
- 11 別表2の表において、同一世帯に支給認定子ども（この項において「子ども」という。）が2人以上いる場合、最年長の子どもから順に2人目の利用者負担の額はこの表に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降の利用者負担の額については無料とする。
- 12 別表2の表において、所得割の額が57,700円未満（ひとり親世帯等である場合は、77,101円未満）の世帯であって、特定被監護者等が2人以上いる場合の利用者負担の額は、特定被監護者等のうち最年長の者から順に2人目が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額（ひとり親世帯等である場合は、無料）とし、3人目以降が支給認定子どもであるときは無料とする。
- 13 別表2の表において、同一世帯に支給認定子ども及び次の各号のいずれかに該当する子どもが2人以上いる場合、小学校就学前の範囲内において、最年長の子どもから順に2人目が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降が支給認定子どもであるときの利用者負担の額については無料とする。
 - (1) 特定教育・保育施設でない幼稚園に在籍する子ども
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども
 - (3) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の子ども
 - (4) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前の子ども

18 延長保育

- (1) 延長保育を利用するには、次の理由全てに該当しなければなりません。
 - ① その保育施設（事業者）を利用していること。
 - ② 対象児童が延長保育利用開始日に満1歳以上であること。
 - ③ 就労等の都合で、認定を受けている利用時間の範囲外に保育にあたることができないこと。
- (2) 申し込みについて
利用している保育施設（事業者）に直接お申込みください。
- (3) 選考について
申込書その他必要書類を審査のうえ、決定いたします。延長保育が決定したときは、公立保育園では「延長保育承諾通知書」を送付します。私立保育園等では施設よりお知らせがあります。
- (4) 延長保育料について
通常の保育料とは別に延長保育料がかかります。延長保育料は園ごとに違います。

① 公立保育園

延長保育区分	認定区分	開始時間	終了時間	延長保育料（月額）
A型延長保育	保育短時間認定者	7:00	8:30	3,500円
B型延長保育	保育短時間認定者	16:30	18:00	3,500円
C型延長保育	保育短時間認定者 保育標準時間認定者	18:00	19:00	2,500円

※ 保育短時間認定者は2つ又は3つの区分を併せて利用することも可能です。

※ 延長保育承諾後、一度もご利用されない月があった場合でも延長保育料がかかります。延長保育料の納入期限は月末となります。延長保育の必要がなくなった際は、必ず解除のお手続きをお願いいたします。

② 私立保育園等

各施設で定めています。詳しくは各私立保育園等にお問合せください。

19 実費徴収等

施設によっては、保育料以外に、ティッシュペーパー、おむつなどの現物の持参、おむつ代や園服、教材費などの費用を別途求められることがあります。

具体的な内容は、申請前に施設に確認するか、入園後、各施設からの重要事項の説明の中でご確認ください。

20 土曜日の保育

土曜日は保育園の職員体制も少ない人数で開所していますので、保護者のどちらかが仕事等がお休みの場合は、ご家庭での保育にご協力いただけますようお願いいたします。

21 利用開始後の継続利用の手続き

毎年度、施設（事業者）の利用要件確認のため、現況及び保育の必要性を証明する書類をご提出いただきます。期限までに提出がない場合には、継続の意思がないとみなし、利用解除（=退所）になります。提出期間・書類については、その都度保育課からご案内いたします。

22 在園していて市外へ転出する場合

- (1) 転出に伴い、現在利用している施設（事業者）を利用しなくなる場合
保育課に「施設等利用解除申請書（市様式）」をご提出ください。※ 転出先施設（事業者）の利用を希望する場合、9ページ「14 市外からの利用申請」をご確認の上、申請の手続きを行ってください。
- (2) 転出しても現在利用している施設（事業者）を継続して利用したい場合
保育課に「施設等利用解除申請書（市様式）」をご提出ください。ただし、ご記入いただく際、「転出後も継続して」「口利用する」にチェックを入れてください。

転出後、転出した月中に必ず転出先の自治体の保育主管課窓口に行ってください。転出先の住民として現在利用している施設（事業者）を申請する必要があります。

23 生活保護世帯の場合

生活保護世帯で医療扶助を受けられている場合、保育施設等の利用を開始されたら、保育中のお子様の怪我等の対応について、園とご相談ください。

24 病後児保育

小金井市にお住まいで、保育所等に通所している児童で、病気の「回復期」にあたり集団保育が困難な期間、一時的にお預かりして保育を行います。

- (1) 実施施設　　くるみ保育室（梶野町 4-20-3 電話 0422-38-7669）
 ※利用に際しては、事前に施設への利用登録が必要です。
- (2) 対象児童　 ① 市内在住であり原則満1歳から就学前までの児童
 ② 保育所に通所している児童
- (3) 保育時間及び休日について（※ 詳しくは施設にお問合せください。）
 - ① 保育時間　 午前8時30分から午後5時まで（延長時間は午後6時まで）
 - ② 休日 ・ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
 ・ 年末年始、夏季休業
- (4) 利用料金　 ① 4時間以内 2,000円
 ② 8時間まで 4,000円
 ③ 8時間以上 15分毎に500円
- (5) 利用定員 1日あたり4人

25 認可外保護者助成金

市では、対象となる認可外保育施設を利用している場合、助成金を交付しています。

- (1) 対象児童
 助成金の対象となるのは、助成を受ける各月の初日に小金井市に住民票があり、下記の対象施設に在籍している児童です。
- (2) 対象施設
 - ① 認証保育所（A型で月160時間以上の契約又はB型、市外施設も対象）
 - ② こどもの家保育園・どろんこ保育所（月15日以上の子預かり）
 - ③ 小金井市内の家庭福祉員
 - ④ 幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園（月160時間以上の契約）※ 一時保育や定期利用保育は助成金の対象外となります。

- (3) 助成額（児童1人あたり月額）

小学校就学前児童のうち第一子	20,000円
小学校就学前児童のうち第二子	30,000円
小学校就学前児童のうち第三子以降	40,000円

- (4) 申請方法について
 在籍している施設を通して、又は直接保護者に対して申請書類を送付します。
- (5) 助成金の交付時期（予定）

利用月	申請書類送付	助成金交付
4月-9月	8月下旬	10月末頃
10月-3月	2月下旬	3月末頃

26 一時保育

※詳細（申請方法や空き状況等）は直接各施設にお問合せください。

(1) 一時保育の区分について

区分	利用できる場合
緊急一時	保護者の傷病、災害、事故、出産、介護、葬儀等社会的にやむを得ない理由により、緊急かつ一時的に保育を必要とする時
定期利用・非定型的	保護者が断続的又は短時間就労等により、保育を必要とする時
私的理由	保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等の理由により、一時的に保育が必要となる時

(2) 私立保育園の一時保育

施設名	区分	利用期間等	定員	年齢	時間	利用料等		休園日	申請方法
						半日(4時間未満)	一日(8時間まで)		
ひなぎく 保育園	緊急一時	応相談	10人	生後6か月以上	8:30~17:00	1,000円	1,000円+ 250円/1時間 (上限8.5時間利用で 2,200円)	・土曜・日曜日 ・国民の祝日に関する 法律に規定する休日 ・年末年始(12/29~ 1/3)	登録に必要な書類(★)を元に、お子さんと一緒に面接をさせていただきます。登録が完了次第、利用申込が可能となります。 ★①一時預り保育登録申込書 ②生活調査書 ③健康調査票 (書類は園にてお渡し、もしくはホームページにて入手可) ※定期利用(仕事や就学等の場合) 毎年2月に抽選会 ※一時預り保育 2か月前の1日10:00~受付
	定期利用	4月から翌3月までの希望期間		満1歳以上					
	私的理由	1か月当たり3日以内		生後6か月以上					
愛の園 保育園	緊急一時	要相談	8人	生後6か月以上	9:00~17:00 (8:30~16:30の場合は、要相談)	・~1歳:2,000円 ・~6歳:1,000円	・~1歳:4,000円 ・~6歳:2,000円	・土曜・日曜日 ・国民の祝日に関する 法律に規定する休日 ・年末年始(12/29~ 1/3)	事前登録が必要な為、登録用紙を園に取りに来ていただき、後日お子さんと一緒に面接をさせていただきます。詳細は、直接愛の園保育園にお問い合わせ下さい。(受付時間、平日9時~16時30分)
	定期利用	4か月から最長1年で3か月ごとの更新手続きが必要		満1歳以上		1,000円	2,000円		
	私的理由・ 非定型的	1か月あたりの制限はない。 予約状況による。		生後6か月以上		・~1歳:2,000円 ・~6歳:1,000円	・~1歳:4,000円 ・~6歳:2,000円		
しんあい 保育園	緊急一時	必要がなくなるまで	10人	満1才以上	8:30~17:00	1,000円	2,000円	・土曜・日曜日 ・国民の祝日に関する 法律に規定する休日 ・年末年始(12/29~ 1/4)	・一時保育登録申込書、他各書類に記入(園でお渡し) ・健康診断 ・面談
	定期利用	1週間当たり5日 月~金							
	私的利用	1週間当たり2日以内							
貴井 保育園	緊急一時	2日以内	8人	満1歳以上	・半日:8:30~12:30 ・一日:8:30~16:30、9:00~ 17:00	1,000円	2,000円	・土曜・日曜日 ・国民の祝日に関する 法律に規定する休日 ・年末年始(12/29~ 1/3)	貴井保育園一時預かり登録をしていただきます。(予約は登録後) 「一時保育登録申請書」 「一時保育面接資料」 上記を記載いただき、後日面接をいたします。緊急の方も事前登録が必要になります。
	定期利用	4月から1年契約(複数月利用)			契約により設定 8:30~16:30(標準時間)	契約により設定			
	非定型的	同月の利用かつ1か月以内	8:30~16:30、9:00~17:00	1,000円	2,000円				
	私的理由	週2日以内	・半日:8:30~12:30 ・一日:8:30~16:30、9:00~ 17:00						
光明第二 保育園	緊急一時	7日以内	10人	満1歳以上	・半日:8:30~12:30 9:00~ 13:00 ・一日:8:30~16:30、9:00~ 17:00	1,000円	2,000円	・土曜・日曜日 ・国民の祝日に関する 法律に規定する休日 ・年末年始(12/29~ 1/3)	一時保育登録申込書、個人カード、園児状況表に記入の上、面接を行い登録。(書式はホームページにて入手可) 登録後は電話等の方法で利用日予約が可能。
	定期利用	曜日による予約。 3か月有効。							
	私的理由	1週間あたり3日ぐらい							

施設名	区分	利用期間等	定員	年齢	時間	利用料等		休園日	申請方法
						半日(4時間未満)	一日(8時間まで)		
こむぎ 保育園	余裕活用型	1日～利用可能	1人(欠員や欠席がいるケース)	生後6か月以上	8:30～16:30 (平日のみ)	・6か月～2歳:2,500円 ・3歳～6歳:1,500円	(6時間未満)・6か月～2歳:3,750円・3歳～6歳:3,250円 (8時間未満)・6か月～2歳:5,000円・3歳～6歳:3,000円 (※8時間を越える場合、30分毎500円)	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始(12/29～1/3)	ご利用日の朝、直接保育園にお問合せ下さい。 →電話連絡の上、お子様と一緒に来所していただきます。 ※別途 給食:一食につき238円 おやつ:一食につき65円頂戴致します。
	定期利用	複数月にわたる利用(最低2か月)	5人	満3歳以上(4月1日現在)		月額制(1日8時間及び1か月160時間まで)44,000円 1日8時間以下 2,000円 1日4時間未満 1,100円 8時間以上の延長保育(30分毎) 500円 ※給食・おやつ代含む	事前に保育園にご連絡の上、来園していただきます。 →書面にて契約を交わさせていただきます。		
駅前コスモ保育園	定期利用	複数月による利用(最低2か月)	7人	生後6か月以上3歳児まで	(半日)8:30～12:30 (一日)8:30～16:30	(半日) 1,100円	(一日) 2,200円	・土曜日、日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始(12/29～1/3)	・事前に保育園に連絡の上、定期利用登録申込書、他各書類に記入(園でお渡し) ・健康診断 ・面談

(3) 公立保育園の一時保育

施設名	区分	利用期間等	定員	年齢	時間	利用料等		休園日	申請方法等
						半日(4時間未満)	一日(8時間まで)		
くりのみ保育園	緊急	7日以内又は1日以内	1人	当該年度4月1日現在、満3歳以上	8:30～17:00	1,000円	2,000円	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始(12/29～1/3)	【申請方法】 事前に園にお問合せの上、申込書を園に提出してください。(申込書は市HP又は園にあります。) 【複数の公立保育園の一時保育の利用】 複数の公立保育園の一時保育を併用することはできません。 私立保育園の一時保育との利用は可能です。 【住所要件】 市内に住民票があり、在住している児童が対象です。
わかたけ保育園	緊急	7日以内又は1日以内	1人	当該年度4月1日現在、満3歳以上	8:30～17:00				
小金井保育園	緊急	7日以内又は1日以内	10人	生後3か月以上	8:30～17:00				
	定期利用	3か月以内		満1才以上					
	非定型的	1か月以内		満1才以上					
	私的利用	1か月当たり2日以内		生後3か月以上					
さくら保育園	緊急	7日以内又は1日以内	1人	当該年度4月1日現在、満3歳以上	8:30～17:00	1,000円	2,000円	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始(12/29～1/3)	【申請方法】 事前に園にお問合せの上、申込書を園に提出してください。(申込書は市HP又は園にあります。) 【複数の公立保育園の一時保育の利用】 複数の公立保育園の一時保育を併用することはできません。 私立保育園の一時保育との利用は可能です。 【住所要件】 市内に住民票があり、在住している児童が対象です。
けやき保育園	緊急	7日以内又は1日以内	10人	生後3か月以上	8:30～17:00				
	定期利用	3か月以内		満1才以上					
	非定型的	1か月以内		満1才以上					
	私的利用	1か月当たり2日以内		生後3か月以上					

27 福祉オンブズマン制度

(1) 福祉オンブズマン制度とは

福祉オンブズマン制度は、市長から権限を与えられた2人のオンブズマンが、第三者的機関として、福祉サービス全般に関する利用者からの苦情を公正かつ中立な立場で調査し、解決にあたる制度です。

(2) どんなときに利用するのか

市が実施または関与する福祉サービス全般について、内容等が納得できない、直接苦情を言いにくいなどの場合に、苦情等の申し立てや相談をすることができます。

(3) 苦情等を申し立てた後はどうなるのか

福祉オンブズマンが苦情等を受けると、市や関係者から事情を聞くなど、調査、審査等を行います。この結果、苦情等に理由があると認められるときは、市長に対して、サービスの見直しを勧告したり、制度を改めるよう意見表明します。市の機関は、福祉オンブズマンからの勧告や意見表明があった場合には、これを尊重して、これらに対する是正などの措置について福祉オンブズマンに報告しなければなりません。

(4) 申し立ての手続きについて

下記問合せ先に直接ご相談ください。

(5) 福祉オンブズマン

坂井 愛（弁護士）、藤田 太郎（弁護士）

(6) 問合せ先

小金井市福祉サービス苦情調整委員事務局（小金井市役所第二庁舎8階）

電話・FAX 042-383-1225

28 今後の公立保育園の運営について

市では、市内公立保育園の民営化を検討しています。（平成29年9月現在）

現在の状況から変更等が生じた場合は、随時、市ホームページ等でお知らせしてまいります。

29 よくある質問 (Q&A)

質問	回答
Q1 同じ園を第1希望にするのと第2希望以下にするのでは、入りやすさは変わりますか。	A1 入りやすさは変わりません。あくまでも、世帯ごとの保育の必要性の高さ（指数・優先順位）に基づき、利用可能施設を決定します。保育の必要性の高い方から、希望の高い園の募集数に応じて、利用可能施設を決定していきますので、希望園を1園しか記載しない場合などは、保育の必要性が高くても、募集数によって利用不可となることがあります。
Q2 申請書と一緒に手紙や嘆願書などを提出すると入園が決まりやすいですか。	A2 手紙や嘆願書等、申請に必要な書類以外のものが提出された場合、申請書と一緒に受領はしますが、その内容が、保育の必要性の高さを審査する利用調整に影響を及ぼすことは一切ありません。あくまで、定められた書類に記載された内容で判断します。また個別の手紙等への回答も行いません。
Q3 第5希望以上の数の施設を希望に書きたいのですが、できますか。	A3 希望できる園数は5園までです。現状においても、第5希望の園に利用可能となった方が辞退されるなど、他の多くの人の入所に支障が出ています。よって希望できる施設は5園とさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。
Q4 内定を辞退したいのですが、一度辞退したら次の申し込みは不利になりますか。	A4 不利にはなりません。しかし、内定を辞退された場合、繰上げで内定の連絡をすることとなり、他の申請者に大きく影響しますので、辞退がないように、しっかりと検討の上、申請ください。やむを得ず辞退する場合は、速やかに辞退の手続きを保育課で行ってください。
Q5 見学に行かなければなりません	A5 必須ではありません。しかしながら、できる限り、希望施設（事業者）への見学、相

か。	<p>談を行っていただくよう案内しています。</p> <p>同じ認可の施設であっても、園庭の有無や、職員体制、給食の対応、保育理念や園の雰囲気など園ごとに違いがあります。施設等の事前の確認がなかったことにより、二次調整において利用不可と判断される等の不利益が生じた場合には、その後の対応において転園や園の変更など配慮を行うことはできませんのでご了承ください。</p>
Q6 順位は教えてもらえますか。現在、待機順は何番目ですか。	A6 原則として、日々の申請状況により、保育の必要性の高さ（指数・優先順位）が変動するため、待機者の順位付けを行いません。よって、待機順をお伝えすることはできませんので、ご理解ください。
Q7 利用可能となった他の申請者の指数、所得割額を教えてください。	A7 他の申請者の情報はいかなる理由があっても開示できません。
Q8 早く申し込んだほうが有利になりますか。また去年から待機しているのが有利になりますか。	A8 先着順ではありません。保育の必要性が高い順にご案内します。ただし4月入所の一次募集の内定辞退は、一次募集申請者の中から繰り上げを行いますので、ご注意ください。また、待機している期間の長さにより、有利・不利になることはありません。
Q9 派遣社員やアルバイトより正社員が優先されるのですか。	A9 就労の要件においては、正社員、契約社員、派遣社員、アルバイト等、就労先での立場の違いにより優先されることはありません。あくまで就労証明書等で証明されている総就労日数や総労働時間等で判断されます。
Q10 4月の一次募集で第2希望の施設に内定しましたが、二次募集で第1希望の施設に空きが出ました。交換してもらえますか。又は、二次募集から、異動（転園）の申請を出すことはできますか。	A10 より希望の高い施設（事業者）に二次募集で空きが生じたとしても、一次募集で利用可能となった施設を変更することはできません。二次募集で空いた施設の利用を希望する場合、一次募集の利用可能施設を辞退し、再度保育の必要性を証明する書類等を含め、申請をやり直す必要があります。また、再度申請をやり直した場合は、二次募集での入園は保障されませんのでご注意ください。
Q11 上の子が認可保育園の在園中に下の子が生まれ、育児休業を取得した場合、上の子はいつまで在園できますか。	A11 上の子の在籍は、下の子が4/1時点で満1歳を迎えた初めての4月末まで可能です。その4月末までに、下の子の育児休業を明けない場合、上の子も利用解除（=退所）となりますのでご注意ください（下の子が認可に入れず、預け先がないので育児休業を明けられないという場合も同様です。）。また手続きとして、支給認定変更申請書兼変更届（市様式）と育児休業取得証明書を保育課にご提出ください。
Q12 施設（事業者）の利用を、長期間休んでもよいですか。	A12 原則として、1か月以上、施設（事業者）を利用しない場合、利用解除（=退所）していただきます。ただし、里帰り出産による休みの場合は、出産月と出産月の前後1か月のみ認めます。なお、利用者負担額（保育料）は、休みの間もお支払いいただきます。